

株主のみなさまへ

大阪市中央区上町一丁目4番8号



代表取締役社長 久保敏志

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

本年3月の東日本大震災により、被災された株主のみなさまには心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年5月27日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年5月28日（土曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区本町一丁目4番5号
大阪産業創造館 4階 イベントホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sk-japan.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度は、企業業績の改善や設備投資の回復など、国内経済は一部で回復基調を示しているものの、雇用環境も依然として厳しく、消費者の生活防衛意識や節約志向・低価格志向も引き続き強く、景気は足踏み状態となりました。

このような事業環境のもと、当社グループは、卸売事業としてアミューズメント業界向け販売部門、ＳＰ部門、ＥＣ（イーコマース）部門および物販業界向け販売部門を、また小売事業として「ナカヌキヤ」と「SALAD BOWL」の運営を進めてまいりました。

卸売事業のうち物販業界向け販売部門は「ワンピース」「ウサビッチ」等のヒット商品に恵まれたこともあり好調でしたが、アミューズメント業界向け販売部門は路面店向けの販売が大きく落ち込み苦戦しました。また、小売事業では、引き続き効率を重視し、積極的に出退店を行いました。全体を押し上げるまでには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は94億58百万円（前期比1.3%減）、経常利益は2億87百万円（前期比45.6%減）、当期純利益は1億39百万円（前期比53.9%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

<卸売事業>

（アミューズメント業界向け販売部門）

アミューズメント業界向け販売部門におきましては、チェーン展開しているオペレーターのシェア拡大を図るため、商品企画段階からの提案営業を推進しました。この結果、ＳＣ系オペレーターへの売上高は前年度の実績を上回りましたが、路面店向けの販売が振るいませんでした。また商品面では、「まるねこくらぶ」「でぶねこ」等の自社オリジナルキャラクター商品は比較的好調に推移しましたが、前年度大ヒットした「スージー・

ズー」の反動と、当期ヒットした「ワンピース」関連商品の供給が十分にできなかったこと等の要因により、売上高は40億80百万円（前期比16.0%減）となりました。

（S P 部門）

S P 部門におきましては、雑誌の付録や外食チェーン店のキャンペーン商品のO E Mが決まったことに加え、新たな販路である製菓会社からのノベルティ商品の注文も増加し、売上高は13億39百万円（前期比27.7%増）となりました。

（E C 部門）

E C 部門におきましては、自社オリジナルキャラクターである「でぶねこ」のE C専用商品の開発と投入による他社との差別化や、出店モール内での広告展開、他社サイトとのユーザー乗り入れ企画といった販促活動を実施しました。商品では、人気キャラクターのフィギュアや生活雑貨が好調に推移し、売上高は60百万円（前期比172.1%増）となりました。

（物販業界向け販売部門）

物販業界向け販売部門におきましては、人気キャラクターのグッズに売上が集約されながらも携帯電話関連グッズが5億21百万円（前期比61.4%増）と大幅に増加し、加えてホビー系のオリジナル商品が好調であったバラエティ雑貨が19億25百万円（前期比9.9%増）となり、これにより売上高は29億81百万円（前期比15.7%増）となりました。

以上の結果により、卸売事業の売上高は84億61百万円（前期比0.5%減）、営業利益は3億8百万円（前期比42.1%減）となりました。

<小売事業>

小売事業におきましては、平成23年1月にコスメティック・フレグランスに特化し、品揃え・店舗規模ともに従来の「ナカヌキヤ」とは異なる店舗として心斎橋店を移転オープンしました。この店舗は、小規模でかつ高効率な戦略型店舗として位置づけており、初期投資経費の影響で若干の赤字となりましたが、今後の展開が期待されます。また、広島本通り店および松山銀天街店はともに利益を確保しました。

また、新業態の「SALAD BOWL」は駅ビルや郊外型ショッピングモール等への4店舗の出店、2店舗の退店の結果、3店舗となりましたが、出店費用が負担となり赤字を余儀なくされました。

以上の結果により、売上高は9億96百万円（前期比8.0%減）、営業損失は22百万円（前期は42百万円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、営業効率向上に重点を置き、総額32百万円の設備投資を実施しております。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第19期 (平成20年2月期)	第20期 (平成21年2月期)	第21期 (平成22年2月期)	第22期 (当連結会計年度) (平成23年2月期)
売 上 高(百万円)	14,730	9,264	9,585	9,458
経 常 利 益 (△損失)(百万円)	148	△476	527	287
当 期 純 利 益 (△純損失)(百万円)	△489	△789	302	139
1株当たり当期純 利益(△純損失)(円)	△58.94	△95.93	36.74	16.94
総 資 産(百万円)	4,590	3,587	3,608	3,300
純 資 産(百万円)	2,545	1,665	1,889	1,913
1株当たり 純 資 産 額(円)	308.28	200.73	228.45	231.27

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社サンエス	10百万円	100%	ファンシーグッズの卸販売
株式会社ケー・ディー・システム	40百万円	100%	電子玩具等の企画、販売
株式会社ナカヌキヤ	30百万円	100%	キャラクターグッズ・コスメティック等の小売販売
SKJ USA, INC.	200千米ドル	100%	北米におけるプライズ商品等の企画、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが展開する卸・小売事業は、原材料の高騰による生活必需品の価格上昇により、消費者の節約志向は高まっており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループが持続的に成長するためには、よりよい商品を企画販売し、利益を生み出すための基盤づくりを強化することが不可欠であると認識しております。お客さまのニーズを的確に把握し、当社グループの商品・店舗をご利用いただくための諸施策を推進することにより、増収増益に向けた基盤づくりを進めてまいります。また、お客さまにとって安全で安心していただける商品を提供していくことが最優先課題と認識し、社員一人ひとりが基本を常に遵守するとともに、特に商品企画部門は、工程管理・検品の精度を高め、教育・訓練の充実を進め、より高いレベルの品質管理の確立を図ります。さらに、将来的に多様な人材の確保・育成が必要となることから、評価・報酬・教育に関する総合的な人事制度改革も重要と考えております。

事業の種類別セグメントの対処すべき課題は次のとおりであります。

<卸売事業>

アミューズメント業界向け販売部門におきましては、1店舗ずつきめ細かく訪問販売する営業活動は引き続き強化しながら、チェーン展開しているオペレーターに対しては、モノづくりの段階から企画提案し、顧客ごとのニーズに即した商品を提案することによって、事業規模の拡大を図ります。

S P部門におきましては、即戦力となる人材の採用およびプランナーと連動した戦略的な新規開拓を行うことにより、これまで出版業界中心であったクライアントの領域を拡大し売上高のボリュームアップを図ります。

E C部門におきましては、決済方法やラッピングサービスの追加等、ユーザーの利便性拡充を図るとともに、人気キャラクターのオリジナル商品企画を行い、当社のサイトでしか購入できない商品の開発と投入により、競合他社との差別化をさらにすすめてまいります。

物販業界向け販売部門におきましては、新規販売ルートとしてドラッグストアやインテリア・健康雑貨売り場等の開拓を進めることによりオリジナル商品の販売比率を高め、売上高と利益率の向上に努めます。

<小売事業>

小売事業におきましては、「ナカヌキヤ」で粗利益率の改善、在庫・経費の削減とある程度の効果を上げることができましたが、収益構造の更なる改善を進めてまいります。また、「SALAD BOWL」では、催事店舗で積み上げたノウハウを有効活用して、本格的な出店に結び付けてまいります。さらに、店舗段階のみならず、事業全体での利益確保という観点から、売上規模の拡大は不可欠であるため、年間2～3店舗の新規出店ができる環境の整備を図ってまいります。

今後も引き続き非効率業務や不採算業務の改善、一般経費の削減等により、収益性の改善を進めながら、競争力の向上およびマネジメント体制の強化に全力を挙げて取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成23年2月28日現在）

当社グループは当社および連結子会社である株式会社サンエス、株式会社ケー・ディー・システム、株式会社ナカヌキヤおよびSKJ USA, INC. によって構成されており、キャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー・家庭雑貨・携帯電話アクセサリ、電子玩具等の企画・卸売事業およびキャラクターグッズ・コスメティック等の小売事業を行っております。

当社（セグメント区分は卸売事業）がアミューズメント施設のオペレーター等を主な販売先としているのに対して、株式会社サンエス（セグメント区分は卸売事業）はファンシーグッズ専門店や量販店を主な販売先としております。また、株式会社ケー・ディー・システム（セグメント区分は卸売事業）は、電子玩具や電子雑貨等の企画開発および販売を行っており、株式会社ナカヌキヤ（セグメント区分は小売事業）は「ナカヌキヤ」の店舗運営を通じて、一般消費者にキャラクターグッズ・コスメティック等を販売しており、SKJ USA, INC.（セグメント区分は卸売事業）は北米におけるプライズ商品等の企画・販売を行っております。

(6) 主要な事業所（平成23年2月28日現在）

①当社

名	称	所	在	地
本	社	大阪市中央区上町一丁目4番8号	エスケイジャパンビル	
東	京	東京都台東区蔵前四丁目33番7号	エスケイジャパンビル	
名	古	名古屋市中村区名駅南四丁目8番17号	ダイドー名駅南第2ビル	
福	岡	福岡市博多区吉塚二丁目16番11号	エスケイジャパンビル	

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社サンエス	本 社：大阪市中央区 営業所：東京都台東区、名古屋市中村区、福岡市博多区
株式会社ケー・ディー・システム	本 社：東京都台東区 営業所：大阪市中央区
株式会社ナカヌキヤ	本 社：大阪市中央区 店 舗：大阪市中央区、広島市中区、愛媛県松山市
SKJ USA, INC.	本 社：アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況（平成23年2月28日現在）

使用人数	前連結会計年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
200名	8名増	32.6歳	5.8年

(8) 主要な借入先の状況（平成23年2月28日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	200,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社りそな銀行	50,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成23年2月28日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,381,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,359,103株 |
| (3) 1単元の株式数 | 100株 |
| (4) 株主数 | 3,748名 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
久保敏志	3,723千株	45.27%
鈴木康友	231	2.82
エスケイジャパン従業員持株会	152	1.85
八百博徳	142	1.74
巽一久	122	1.49
中村英記	82	1.00
イーエフジーバンクアーゲー	81	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	78	0.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	77	0.94
久保三則	76	0.93

- (注) 1. 持株比率は自己株式（133,802株）を控除して計算しております。
 2. 自己株式は、上記大株主からは除いております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成23年2月28日現在）

- ① 平成20年5月24日開催の取締役会決議による第7回新株予約権
- ・新株予約権の数
1,744個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 174,400株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 29,300円（1株当たり293円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成22年6月1日から平成24年2月29日まで
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	370個	37,000株	3名
監査役	30	3,000	3

- ② 平成22年5月29日開催の取締役会決議による第8回新株予約権
- ・新株予約権の数
1,980個（新株予約権1個につき100株）
 - ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 198,000株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 30,700円（1株当たり307円）
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成24年6月1日から平成26年2月28日まで
 - ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	450個	45,000株	3名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

- 平成22年5月29日開催の取締役会決議による第8回新株予約権
- ・新株予約権の数
1,980個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の種類と数
普通株式 198,000株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 30,700円（1株当たり307円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成24年6月1日から平成26年2月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
対象者は、新株予約権の行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。
取得事由、その他細目については、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- ・当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	1,425個	142,500株	123名
子会社の役員および使用人	125個	12,500株	3名

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成23年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	く ぼ さと し 久 保 敏 志	株式会社ケー・ディー・システム 代表取締役社長 株式会社ナカヌキヤ代表取締役社長 株式会社サンエス代表取締役社長
常 務 取 締 役	や お ひろ のり 八 百 博 徳	商品担当 SKJ USA, INC. 取締役社長
取 締 役	なか むら えい き 中 村 英 記	営業担当
取 締 役	かわ かみ まさる 川 上 優	管理担当
常 勤 監 査 役	にし だ まさ ひろ 西 田 昌 弘	株式会社サンエス監査役 株式会社ナカヌキヤ監査役
監 査 役	すご う あらた 菅 生 新	株式会社エグゼクティブ大阪 代表取締役
監 査 役	いで はら さとし 出 原 敏 志	

- (注) 1. 監査役菅生 新氏および出原 敏氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および大阪証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役全員は、以下のとおり知見を有しております。
- 1) 常勤監査役西田昌弘氏は、貿易会社における長年の経験と貿易実務に関する豊富な知識を有しております。
 - 2) 監査役菅生 新氏は、他社において代表取締役としての会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な知識と知見を有しております。
 - 3) 監査役出原 敏氏は、金融機関における長年の経験と知見を有しております。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役	4名	65,216千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,117 (3,393)
合 計	7	71,333

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年11月29日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成7年11月29日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額7,238千円（取締役4名に対し6,650千円、監査役3名に対し588千円、うち社外監査役2名に対し267千円）。
 - ・ストック・オプションによる報酬額1,599千円（取締役3名に対し1,590千円、監査役3名に対し9千円（うち社外監査役2名に対し6千円））。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 社外監査役菅生 新氏は、株式会社エグゼクティブ大阪の代表取締役であります。当社と当該会社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	菅生 新	当期開催の取締役会14回のうち13回、また当期開催の監査役会5回のうち5回に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地から、当社の経営上有用な指摘を行いました。また、監査役会において、重要な協議や監査結果について必要な発言を行いました。
監査役	出原 敏	当期開催の取締役会14回のうち14回、また当期開催の監査役会5回のうち5回に出席し、当社の経営上有用な指摘を行いました。また、監査役会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	21,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会による協議を経て、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容を見直した
結果は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、行動指針を定め役職員全員の周知徹底を図っていきます。
- ② 当社およびグループ各社は、全役職員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施していきます。
- ③ 法令および定款等に適合していることを認識するため、経営企画室長をコンプライアンス全体に関する総括責任者とし、定期的な監督・監査および適時な監督・監査を行っていきます。
- ④ 取締役は、取締役会および日常業務を通じて、他の取締役および使用人の業務執行の監督を行っていきます。
- ⑤ 取締役による職務の執行が法令・定款および社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査役が取締役会に出席するとともに監査役会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施していきます。
- ⑥ 取締役の適正な職務執行を図るため社外監査役を2名以上置き、公正な監査を確保します。
- ⑦ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。
- ⑧ 使用人等からの通報および法令違反行為に該当するかを確認する等の相談の窓口としてホットラインを設置し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、ならびにこれらの関連資料を法令および規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行っていきます。

- ② 経営および業務執行にかかわる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理していきます。
- ③ 取締役、監査役、会計監査人およびコンプライアンス担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営環境、自然災害等、当社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響をおよぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議することによりリスク低減に努めていきます。
- ② 各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めていきます。
- ③ 当社は、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処していきます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催していきます。
- ② 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っていきます。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めていきます。
- ③ 取締役会は経営計画を策定し、代表取締役は、その実現のために取締役および役職員の具体的業務活動を統括していきます。
- ④ 取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ITの適切な利用を通じて業務の改善に努めていきます。

(5) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社およびその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(6) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っています。
- ② 監査役およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務を補助する専属の使用人は配置しておりませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命および配置することができます。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、定時取締役会および必要に応じて随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けることとします。
- ② 取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査役に報告を行うこととします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者および会計監査人との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
- ② 会計監査人および内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求めることができる体制を整備していきます。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成23年 2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,337,474	流 動 負 債	1,247,356
現金及び預金	871,000	買掛金	661,112
受取手形及び売掛金	982,039	短期借入金	350,000
棚卸資産	327,970	未払金	72,336
未収還付法人税等	74,962	未払費用	50,022
繰延税金資産	18,960	未払法人税等	46,398
その他	68,402	未払消費税等	8,821
貸倒引当金	△5,861	賞与引当金	43,774
固 定 資 産	963,511	その他	14,890
有 形 固 定 資 産	566,511	固 定 負 債	139,784
建物及び構築物	278,223	退職給付引当金	10,645
車両運搬具	4,224	役員退職慰労引当金	127,883
土地	266,356	リース資産減損勘定	701
その他	17,707	その他	553
無 形 固 定 資 産	7,206	負 債 合 計	1,387,140
投資その他の資産	389,793	純 資 産 の 部	
投資有価証券	50,497	株 主 資 本	1,900,323
差入保証金	79,419	資本金	440,948
保険積立金	252,904	資本剰余金	471,887
その他	24,071	利益剰余金	1,038,677
貸倒引当金	△17,098	自己株式	△51,190
資 産 合 計	3,300,986	評価・換算差額等	1,923
		その他有価証券評価差額金	4,165
		繰延ヘッジ損益	△291
		為替換算調整勘定	△1,950
		新株予約権	11,598
		純 資 産 合 計	1,913,845
		負 債 純 資 産 合 計	3,300,986

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		9,458,512
売 上 原 価		6,934,145
売 上 総 利 益		2,524,366
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,237,550
営 業 利 益		286,816
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	1,216	
受 取 家 賃	2,330	
そ の 他	10,127	13,674
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,373	
為 替 差 損	6,119	
そ の 他	1,762	13,255
経 常 利 益		287,235
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,457	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	103,981	
そ の 他	7,333	118,772
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	110	
減 損 損 失	92,589	
商 品 不 良 損 失	102,630	195,330
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		210,677
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	69,401	
法 人 税 等 調 整 額	1,942	71,344
当 期 純 利 益		139,333

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成22年 3月 1日から）
（平成23年 2月28日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成22年 2月28日 残高	440,948	471,887	1,014,501	△51,122	1,876,215
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△115,157		△115,157
当 期 純 利 益			139,333		139,333
自 己 株 式 の 取 得				△67	△67
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	24,175	△67	24,107
平成23年 2月28日 残高	440,948	471,887	1,038,677	△51,190	1,900,323

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	評価・換算 差額等合計		
平成22年 2月28日 残高	4,246	△1,340	－	2,905	10,218	1,889,339
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△115,157
当 期 純 利 益						139,333
自 己 株 式 の 取 得						△67
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△80	1,049	△1,950	△982	1,380	397
連結会計年度中の変動額合計	△80	1,049	△1,950	△982	1,380	24,505
平成23年 2月28日 残高	4,165	△291	△1,950	1,923	11,598	1,913,845

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

4社

株式会社サンエス
株式会社ケー・ディー・システム
株式会社ナカヌキヤ
SKJ USA, INC.

(連結の範囲に関する事項の変更)

SKJ USA, INC. は、当連結会計年度より新たに事業を開始したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差益は純資産の部に、評価差損は当期損失に計上する部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ・商品

当社および連結子会社3社

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（棚ナカヌキヤ

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 8～50年 |
| 車両運搬具 | 4～6年 |
| その他 | 2～10年 |
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
また、一部の子会社については、主に確定拠出型の年金制度を採用しております。

(追加情報)

当社および一部の国内連結子会社は、適格退職年金制度による退職給付制度を採用しておりましたが、平成23年1月1日付で、適格退職年金制度を廃止し、確定給付企業年金制度と退職一時金制度で構成する退職給付制度へ移行いたしました。この制度移行に伴う影響額103,981千円を特別利益に計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金 当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末要支給額に基づき計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 … 為替予約

ヘッジ対象 … 商品輸入による外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針 将来の為替変動リスク回避のために行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性を評価しております。

⑤ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産および負債は期末の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(4) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 200,157千円

3. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を計上した資産グループの概要

用途および場所	種 類	金 額
東京営業所 (東京都台東区)	建物及び構築物	55,399千円
	土 地	37,190千円

② 減損損失の計上に至った経緯

現東京営業所の移転と当該資産の売却の意思決定をしたため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

③ 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業全体を基本単位としており、遊休資産については個々の物件ごとに、減損損失の認識の判定および測定を行っております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類および株式数

普通株式 8,359,103株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成22年5月29日開催の第21期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 65,804千円
- ・ 1株当たり配当額 8円
- ・ 基準日 平成22年2月28日
- ・ 効力発生日 平成22年5月31日

ロ. 平成22年10月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 49,353千円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基準日 平成22年8月31日
- ・ 効力発生日 平成22年11月19日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成23年5月28日開催予定の第22期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 配当金の総額 49,351千円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基準日 平成23年2月28日
- ・ 効力発生日 平成23年5月30日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)
平成20年6月6日	普通株式	174,400

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブについては、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、営業取引に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権および差入保証金については、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	871,000	871,000	—
(2) 受取手形及び売掛金	982,039	982,039	—
(3) 未収還付法人税等	74,962	74,962	—
(4) 投資有価証券	42,516	42,516	—
(5) 差入保証金	79,419	78,867	△552
資産計	2,049,938	2,049,386	△552
(1) 買掛金	661,112	661,112	—
(2) 短期借入金	350,000	350,000	—
(3) 未払金	72,336	72,336	—
(4) 未払法人税等	46,398	46,398	—
負債計	1,129,846	1,129,846	—
デリバティブ取引(※1)	(291)	(291)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収還付法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	7,980

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 231円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円94銭 |

貸借対照表

(平成23年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,564,518	流動負債	851,492
現金及び預金	717,548	買掛金	388,700
受取手形	68,043	短期借入金	350,000
売掛金	558,101	未払金	45,507
商 品	112,418	未払費用	29,523
未収還付法人税等	74,962	繰延税金負債	5,620
その他の他	35,737	賞与引当金	25,228
貸倒引当金	△2,292	その他の他	6,911
固定資産	972,357	固定負債	139,083
有形固定資産	542,652	退職給付引当金	10,645
建物	262,992	役員退職慰労引当金	127,883
車両運搬具	4,224	その他の他	553
工具、器具及び備品	9,080	負債合計	990,576
土地	266,356	純 資 産 の 部	
無形固定資産	4,021	株 主 資 本	1,530,828
ソフトウェア	1,155	資 本 金	440,948
その他の他	2,866	資 本 剰 余 金	471,887
投資その他の資産	425,683	資 本 準 備 金	471,887
投資有価証券	50,497	利 益 剰 余 金	669,182
関係会社株式	28,446	利 益 準 備 金	12,000
関係会社長期貸付金	1,215,000	その他利益剰余金	657,182
破産更生債権等	15,967	別 途 積 立 金	400,000
保 険 積 立 金	252,904	繰越利益剰余金	257,182
その他の他	10,196	自 己 株 式	△51,190
貸倒引当金	△1,147,329	評価・換算差額等	3,874
資産合計	2,536,876	その他有価証券評価差額金	4,165
		繰延ヘッジ損益	△291
		新株予約権	11,598
		純 資 産 合 計	1,546,300
		負債純資産合計	2,536,876

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成22年 3月 1日から
平成23年 2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,571,946
売 上 原 価		4,174,885
売 上 総 利 益		1,397,060
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,264,942
営 業 利 益		132,118
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,737	
受 取 家 賃	9,287	
そ の 他	13,314	30,340
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,577	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	7,733	
為 替 差 損	6,117	
そ の 他	1,465	19,894
経 常 利 益		142,563
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,457	
退 職 給 付 制 度 改 定 益	103,981	
そ の 他	6,296	117,734
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	110	
減 損 損 失	92,589	
商 品 不 良 損 失	102,630	195,330
税 引 前 当 期 純 利 益		64,967
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,148	
法 人 税 等 調 整 額	5,620	9,769
当 期 純 利 益		55,198

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
平成22年2月28日 残高	440,948	471,887	471,887	12,000	400,000	317,140	729,140	△51,122	1,590,854	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△115,157	△115,157		△115,157	
当期純利益						55,198	55,198		55,198	
自己株式の取得								△67	△67	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△59,958	△59,958	△67	△60,026	
平成23年2月28日 残高	440,948	471,887	471,887	12,000	400,000	257,182	669,182	△51,190	1,530,828	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成22年2月28日 残高	4,246	△1,340	2,905	10,218	1,603,978
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△115,157
当期純利益					55,198
自己株式の取得					△67
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△80	1,049	968	1,380	2,348
事業年度中の変動額合計	△80	1,049	968	1,380	△57,678
平成23年2月28日 残高	4,165	△291	3,874	11,598	1,546,300

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差益は純資産の部に、評価差損は当期損失に計上する部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ等の評価基準および評価方法 時価法を採用しております。
- ④ 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - ・商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13～50年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	2～10年
- ・無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務および年金資産に基づき、当事業年度末日において発生していると認められる額を計上しております。

(追加情報)

当社は、適格退職年金制度による退職給付制度を採用しておりましたが、平成23年1月1日付で、適格退職年金制度を廃止し、確定給付企業年金制度と退職一時金制度で構成する退職給付制度へ移行いたしました。この制度移行に伴う影響額103,981千円を特別利益に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末要支給額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象 … 商品輸入による外貨建予定取引

将来の為替変動リスク回避のために行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性を評価しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	179,370千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
① 短期金銭債権	2,555千円
② 短期金銭債務	12,764千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 売上高 | 105,866千円 |
| ② 仕入高 | 135,152千円 |
| ③ 営業取引以外の取引 | 19,599千円 |

(2) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を計上した資産グループの概要

用途および場所	種 類	金 額
東京営業所 (東京都台東区)	建 物	55,399千円
	土 地	37,190千円

② 減損損失の計上に至った経緯

現東京営業所の移転と当該資産の売却の意思決定をしたため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

③ 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業全体を基本単位としており、遊休資産については個々の物件ごとに、減損損失の認識の判定および測定を行っております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	133,566株	236株	—	133,802株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	10,252 千円
商品評価損	24,984 千円
その他	7,413 千円
繰延税金資産小計	42,649 千円
評価性引当額	△42,649 千円
繰延税金資産合計	－ 千円
繰延税金負債（流動）	
未収事業税	△5,620 千円
繰延税金負債合計	△5,620 千円
繰延税金負債（流動）の純額	△5,620 千円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	463,415 千円
退職給付引当金	4,326 千円
役員退職慰労引当金	51,969 千円
投資有価証券評価損	49,285 千円
減損損失	38,648 千円
繰越欠損金	94,464 千円
その他	41,253 千円
繰延税金資産小計	743,363 千円
評価性引当額	△743,363 千円
繰延税金資産合計	－ 千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△228 千円
繰延税金負債合計	△228 千円
繰延税金負債（固定）の純額	△228 千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	13,469千円	9,136千円	4,332千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	2,767千円
1年超	1,702千円
合計	4,469千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	3,995千円
減価償却費相当額	3,798千円
支払利息相当額	115千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	事業関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社サンエス	(所有) 直接 100	設備の貸与	不動産賃貸 (注) 3	5,874	—	—
				業務受託	5,142	—	—
	株式会社ケー・ディー・システム	(所有) 直接 100	資金援助	資金の貸付 (注) 2	25,000	関係会社 長期貸付金	185,000
				利息の受取	2,031	—	—
	株式会社ナカヌキヤ	(所有) 直接 100	資金援助	資金の貸付 (注) 2	280,000	関係会社 長期貸付金	1,030,000
				利息の受取	5,368	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3. 賃貸料につきましては、近隣相場を参考にしております。

4. 株式会社ケー・ディー・システムおよび株式会社ナカヌキヤへの関係会社長期貸付金に対し、101,361千円および1,030,000千円の貸倒引当金をそれぞれ計上しております。

また、当事業年度において22,266千円の貸倒引当金戻入額および30,000千円の貸倒引当金繰入額をそれぞれ計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 186円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円71銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年4月12日

株式会社エスケイジャパン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任
社員 公認会計士 木村 幸彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 松嶋 康介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケイジャパン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 4月12日

株式会社エスケイジャパン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任 社員	公認会計士	木村	幸彦	Ⓜ
業務執行社員				
指定有限責任 社員	公認会計士	松嶋	康介	Ⓜ
業務執行社員				

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年4月13日

株式会社エスケイジャパン 監査役会

常勤監査役 西田 昌弘 ㊟

社外監査役 菅生 新 ㊟

社外監査役 出原 敏 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企画開発力、コスト競争力の強化を図るための内部留保の充実を図りつつも、株主のみなさまへの利益還元は、短期的な業績変動に影響されることなく安定的かつ継続して実施してまいりたいと考えております。

第22期の期末配当につきましては、このような方針に基づき、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は49,351,806円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成23年5月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、定款において監査役の員数を3名以内と定めておりますが、経営監査業務の一層の強化・充実を図るため、監査役の員数を以下のとおり変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数) 第25条 当社の監査役は、 <u>3名</u> 以内とする。	(監査役の員数) 第25条 当社の監査役は、 <u>5名</u> 以内とする。

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	くぼ さとし 久保 敏志 (昭和36年6月9日生)	平成元年12月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成4年12月 サムシング株式会社設立 取締役 平成5年9月 株式会社サンエス設立 代表取締役社長（現任） 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ取締役 平成18年3月 株式会社ナカヌキヤ 代表取締役社長（現任） 平成18年3月 株式会社ケー・ディー・システム 代表取締役社長（現任） 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役（現任）	3,723,636株
2	やおひろのり 八 百 博 徳 (昭和36年9月30日生)	平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役商品担当（現任） 平成5年9月 株式会社サンエス取締役（現任） 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム 代表取締役社長 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ取締役（現任） 平成18年3月 株式会社ケー・ディー・システム 常務取締役（現任） 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役社長（現任）	142,743株
3	なかむら えいき 中 村 英 記 (昭和36年9月1日生)	平成5年5月 当社入社 平成6年11月 株式会社サンエス取締役（現任） 平成7年6月 当社取締役営業担当（現任） 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム 取締役（現任） 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役（現任）	82,221株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	かわ かみ まさる 川 上 優 (昭和34年4月24日生)	平成8年3月 当社入社管理部長 平成11年6月 当社取締役管理担当(現任) 平成14年11月 株式会社ケー・ディー・システム 監査役(現任) 平成16年6月 株式会社サンエス取締役(現任) 平成17年5月 株式会社ナカヌキヤ代表取締役 平成17年7月 株式会社ナカヌキヤ取締役(現任) 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役(現任)	5,406株

(注) 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の充実のため、現在の監査役3名に1名を増員いたしたく、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
にし の よし あき 西 野 純 明 (昭和23年9月7日生)	昭和47年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成8年12月 アイコン株式会社設立 代表取締役 平成13年4月 アイディーエス株式会社設立 代表取締役 平成18年1月 当社入社 管理部 グループ管理担当部長 (現任)	4,000株

(注) 上記候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、取締役に対する発行については、会社法第361条第1項の報酬等の付与に関する議案を兼ねる趣旨であります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由

当社ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対して、金銭の払い込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

- (1) 新株予約権の割当て対象者

当社ならびに当社子会社の取締役および従業員とする。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる当社取締役の員数は4名となります。

- (2) 新株予約権の総数

2,000個（うち当社取締役に対する割当分400個）を上限とする。当社取締役へ割当てする新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、平成7年11月29日開催の臨時株主総会においてご承認いただいた「年額2億円以内」とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、(3)に定める付与株式数の調整を行うことがある。

- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式200,000株（うち当社取締役に対する割当分40,000株）を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当ての場合を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により、目的

となる株式の数について調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、割当日以後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数の調整を行う。

- (4) 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの要否

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日を除く。）とし、1円未満の端数は切り上げる。または新株予約権の割当日の終値（当日に終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月1日から平成27年2月28日まで
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得事由および条件
 - ① 当社は、新株予約権者が(11)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使しえなくなった場合、新株予約権を無償で取得する。
 - ② 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(10) 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社子会社の取締役および従業員の地位を喪失した場合は新株予約権を行使することができない。ただし、対象の取締役、従業員が当社または当社子会社の取締役、従業員の地位を喪失した後、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではない。

② 新株予約権の相続はできないものとする。

③ 新株予約権の質入れは認めないものとする。

④ その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the first line below the header and continuing down the page.

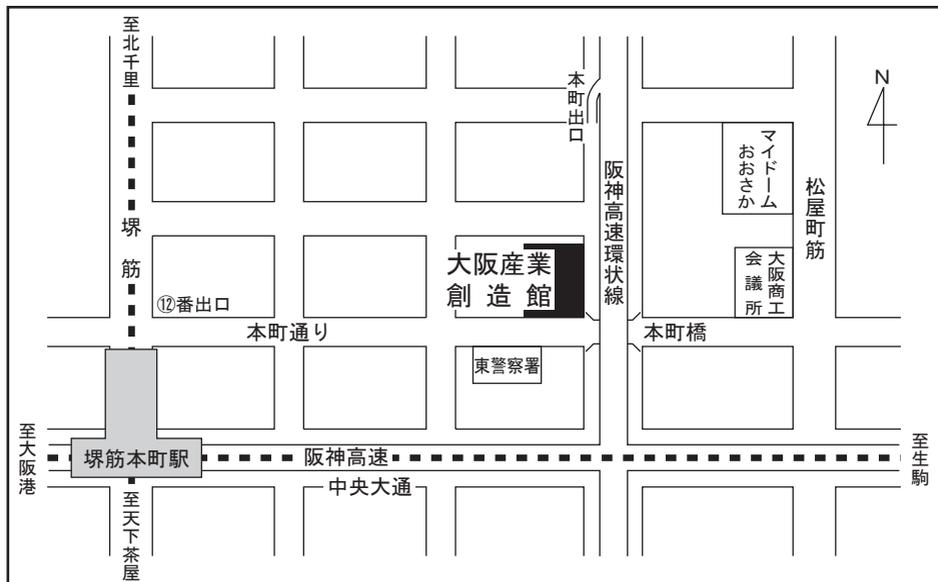
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the first line below the header and continuing down the page.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町一丁目4番5号
大阪産業創造館 4階イベントホール

交通 地下鉄堺筋線又は中央線「堺筋本町」駅下車。
⑫番出口から徒歩5分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、)
ご了承ください。ご承のほどお願い申し上げます。

(ご注意)

総会の開会時刻は午前10時30分ですので、お間違いのないようご注意ください。なお、開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しく下さい。受付は午前9時30分より開始いたします。